

保護者様各位

聖徳学園小学校・聖徳幼稚園・英才教室  
校長・園長・室長 和田 知之

## 新型コロナウイルス感染拡大防止における出席停止措置について（改訂版5）

日頃より、学園の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、厚生労働省ならびに文部科学省から新たに通達があり、濃厚接触者の待機期間が変更になりました。下記の場合には、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止措置をとることとしていますのでご確認ください。

なお、教職員についても同様の措置といたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 【1. 新型コロナウイルスに感染した場合の療養期間】

基本的に、保健所や医療機関の指示に従っていただきますが、目安は下記の通りになります。

#### 有症状の場合

症状発症日を0日とし、10日間経過。かつ、症状軽快後3日間経過していること。

症状軽快とは→解熱剤なしで解熱、呼吸器症状の改善傾向

#### 無症状の場合

検体採取日を0日とし、翌日から7日間経過し症状がないこと。ただし、10日間を経過するまでは、健康観察が必要です。（バスキャッチを必ず入力してください。）

また、マスクを正しく着用してください。

#### 療養期間の例

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
有症状	発熱 風邪	発熱 風邪	発熱 風邪	風邪	風邪	軽快	回復	回復	回復	回復	回復	解除日	
症状が 長引く	発熱	軽快	回復 1日	回復 2日	回復 3日	解除日							
無症状	検査日	症状 なし	解除日	健康 観察	健康 観察								

\* 本人が感染したあとに、同居家族が続けて感染する事例がみられますが、本人の療養期間が明ければ登校可能です。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルス登校・登園許可書」の提出をお願いいたします。

## 【2. 児童・園児が濃厚接触者に該当した場合の待機期間】

\* 陽性者との最終接触日の翌日から **5日間**。(6日目解除)

\* 同居家族が陽性になった場合、家庭での感染対策として日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスクの着用、手洗い・消毒、物資の共有を避けるなどの対応をした場合は、症状発症日（検査日）または、感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として **5日目**を経過するまで。

(待機期間は基本的に5日間ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は3日目から解除することも可能。)

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

例1；同居家族（お母さま）が陽性になり、児童が濃厚接触者になった場合の待機期間（例）

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
お母さま 発症	発症	→									→
児童本人 濃厚接触者		母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	母発症 による 待機	待機 解除				

例2；陽性のお母さまに加え、2日後に同居のお父さまも陽性になった場合（お父さまの発症までは、一緒にいた）

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
お母さま 発症	発症	→									→
児童本人 濃厚接触		母発症 による 待機①	母発症 による 待機②	母発症 による 待機③	母発症 による 待機④	母発症 による 待機⑤					
お父さま 発症			発症	→							→
児童本人 濃厚接触者				父発症 による 待機①	父発症 による 待機②	父発症 による 待機③	父発症 による 待機④	父発症 による 待機⑤	待機 解除		

## 【3. 同居家族の方が濃厚接触者に該当した場合】

園児・児童が濃厚接触者に該当していなければ、登園・登校が可能です。

ただし、濃厚接触者に該当していることを、学校・園にお知らせください。また、健康観察を必ずバスキャッチに入力していただき、発熱や風邪症状がみられた場合には、登園・登校を控えてください。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

#### 【4. その他の出席停止扱いの目安】

引き続き、下記の①～⑤の場合も出席停止扱いになります。

→登校・登園を再開する際は「新型コロナウイルスに関する健康報告書」の提出をお願いいたします。

##### ①平熱より1℃以上高い場合

・強いだるさ・息苦しさ・風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合

\* 受診ありの場合は「症状が消失後、医師の判断で登校・登園可能」

\* 受診なしの場合は「症状が消失後、72時間を経過するまで」

##### ②濃厚接触に該当した場合

\* 詳細は【2. 児童・園児が濃厚接触者に該当した場合の待機期間】をご参照ください。

##### ③地域の感染流行状況などをふまえ、感染に不安がある。または、基礎疾患をお持ちで、大事をとって登校・登園を控える。

##### ④同居家族に発熱や風邪症状がある場合

\* 子どもは、新型コロナウイルスに感染しても無症状である可能性もあり、ご家族など周囲の大人の症状が感染の目安となることがあります、児童・園児本人だけでなく、同居家族の方が発熱や風邪症状がある場合も、児童・園児の登校・登園を控えてください。

\* 同居家族の方が受診あり； 新型コロナウイルスへの感染や疑いがないという診断がついた場合は、登校・登園可能

受診なし； 同居家族の発熱や風邪症状が消失し72時間を経過するまで、登園・登校を控えてください。

##### ⑤新型コロナワクチン接種をする場合

ワクチン接種のための欠席、また副反応が出た場合には欠席扱いになりません。

感染状況・同居家族の状況などによって、様々なケースが想定されます。ご家庭からの話を伺ったうえで対応が変わることもあることをご了承ください。

また、新型コロナウイルスの関係の提出用紙は、学校ウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。